野外活動施設を利用する際の減免措置

表1に該当する事業(団体)及び表2に該当する者は、使用申込書と併せて京田辺市野外活動センター使用料減免申請書を提出し、許可が下りた場合は減免を受けることができます。

(表1)

減免の範囲	減免率					
	日帰り	管理	学習室	クラフ	浴場使	冷暖房使
	使用料	棟・テン	使用料	ト室使	用料	用料
		ト・バン		用料		
		ガロー				
		泊使用				
		料				
京田辺市又は京田辺市教	10割	10割	10割	10割	10割	10割
育委員会が主催する事業						
京田辺市又は京田辺市教	5割	5割	5割	5割		
育委員会の後援による事						
業						
京田辺市内の幼稚園及び	10割	5割	10割	10割		
小、中学校が教育活動と						
して行う事業						
京田辺市内の保育所が保	10割	5割	10割	10割		
育活動として行う事業						
京田辺市外の特別支援学	5割	5割	5割	5割		
校又は特別支援学級が教						
育活動として行う事業						
その他市長が特別の理由			5 割~	~10割		
があると認める事業						

減免の範囲	減免率					
	日帰り	管理	学習室	クラフ	浴場使	冷暖房使
	使用料	棟・テン	使用料	ト室使	用料	用料
		ト・バン		用料		
		ガロー				
		泊使用				
		料				
生活保護法(昭和市内	10割	5割	10割	10割	/	
25年法律第14						
4号) の規定によ						
る保護又は学校教						
育法(昭和22年						
法律第26号)第						
19条の規定によ						
る援助を受けてい						
る児童又は生徒						
身体障害者福祉法市内	10割	5割	10割	10割		
(昭和24年法律市外	5割	5割	5割	5割		
第283号)第1						
5条第4項の規定						
による身体障害者						
手帳の交付を受け						
た者、精神保健及						
び精神障害者福祉						
に関する法律(昭						
和25年法律第1						
23号) 第45条						
第2項の規定によ						

る精神障害者保健福祉手帳のではた者ではない。 では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番						
特別支援学校又は	市内	10割	5割	10割	10割	
特別支援学級の児	市外	5割	5割	5割	5割	
童又は生徒及び介						
護者(児童又は生						
徒1人につき1人						
を限度とする。)			_			
その他市長が特別	の理			5割~	10割	
由があると認めた	者					

(注) 個人利用の区分における「市内」とは、京田辺市に在住し、在勤し、 又は通学する者をいい、「市外」とは、それ以外の者をいう。